

人事部 DC担当 御中

## 確定拠出年金従業員掛金申込書（新規・変更）

確定拠出年金制度において、従業員の皆様ご自身も掛金の拠出を希望する場合は、掛金額（以下、「従業員掛金額」という。）を決定のうえ、本申込書を期日までに人事部DC担当宛に提出してください。

なお、この従業員掛金額は、毎月の給与から控除するものです。新たに会社が上乗せして支給するものではありません。

記

1,000円以上の金額を1,000円単位でご記入ください

毎月の従業員掛金額  円

\*ご記入にあたっては、下記「ご記入に当たっての留意点」をお読みください

提出期限：2022年度申し込み分

2022年6月7日（火）人事部 中村宛

|      |    |
|------|----|
| 所属部署 |    |
| 社員番号 |    |
| 氏 名  | 本人 |

<ご記入に当たっての留意点>

### 1. 従業員掛金額の条件

従業員掛金額は、以下の条件を満たした、1,000円以上の金額を1,000円単位で選択してください。

①各人の事業主掛金を超えない額

※事業主掛金額は「給与支給票」の“DC会社拠出金”で確認してください。

### 2. 掛金額の変更（本人の申し出による場合）

- （1）本人の申し出による変更は、年1回に限り実施可能です。6月7日までに、本申込書を人事部DC担当までご提出ください。7月の給与控除分より適用いたします。
- （2）なお、従業員掛金を0円に変更する場合は、各月7日（休日の場合は前営業日）までに本申込書をご提出ください。翌月の給与から、従業員掛金の控除を中止いたします。

### 3. 本人の申し出によらずに従業員掛金を中断する場合

次のケースに該当する場合は、本人の申し出に係わらず、従業員掛金の拠出を中断します。

- ①規約に定める事業主掛金の拠出中断事由に該当する場合
- ②給与不足により、本来の掛金額を控除できない場合

\*加入者拠出中断後に掛金拠出を再開する場合は、改めて本申込書をご提出ください。

### 4. その他（運用の指図・給付・税金の取り扱い等）

- （1）運用の指図は、事業主掛金および従業員掛金の合算額に対して適用されます。
- （2）従業員掛金により積み立てた資産も、原則60歳まで受け取ることができません。
- （3）従業員掛金額は、全額給与所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となります。